

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 兵庫県移住支援事業（三田市移住支援金）に関する報告及び立入調査について、三田市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、三田市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請をした場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に三田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 三田市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に三田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (6) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

ただし、2 (2) 及び (5) について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の 4 分の 3 について返還を求めないものとする。